

## 休眠預金等活用法に関する預金規定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）において第2条第2項に規定する預金等に該当するものについては、各種預金規定のほか本規定にもとづきお取り扱いします。

### 第1条（休眠預金等活用法に係る預金等）

当行は、以下の預金等を休眠預金等活用法にもとづき休眠預金等として取り扱います。

- ・当座預金                      ・総合口座                      ・普通預金                      ・貯蓄預金
- ・納税準備預金                ・通知預金                      ・定期預金                      ・期日指定定期預金
- ・自由金利型定期預金（M型    スーパー定期預金）
- ・自由金利型定期預金（大口定期預金）    ・変動金利型定期預金
- ・利息分割受取型自由金利定期預金（M型）    ・自由満期型定期預金
- ・自動積立式定期預金            ・定期積金（スーパー積金）    ・非居住者円預金

### 第2条（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ②手形または小切手の提示その他第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（通帳に記載すべき取引が無い場合を除きます。）
- ⑤預金者等から残高の確認があったこと（ただし当行が預金者等から残高照会があったことを把握できる場合に限りします。）
- ⑥預金者等からの申し出にもとづく顧客情報の変更があったこと（ただし当行が把握できる場合に限りします。）
- ⑦中京総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合

### 第3条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) 当行では休眠預金等活用法における最終異動日等とは、以下に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ①第2条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として、次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項で定める日
  - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
  - ④当該預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - (a) 異動事由（第2条においての「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
    - (b) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
  - ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、当該預金について支払が停止されたこと：当該手続が終了した日
  - ④この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日
  - ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。：当該入出金がおこらないことが確定した日）
  - ⑥中京総合口座規定にもとづく他の預金または同一通帳内の他の預入について、前各号に掲げる事由が生じたこと：他の預金に係る最終異動日等

#### 第4条（複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）に係る預金の最終異動日）

総合口座等における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

#### 第5条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
  - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
  - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押え、または国税滞納処分（その他による処分を含みます。）が行われたこと
  - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第6条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上